

第5章 重点整備地区の区域，生活関連施設及び生活関連経路

1 重点整備地区の区域

バリアフリー新法は、「高齢者や障害のある方などの移動上及び施設の利用上の利便性，安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区は，「生活関連施設（高齢者，障害のある方などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設，官公庁施設，福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み，かつ，生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

重点整備地区の区域については，隣接する区域において策定している京阪五条・七条地区及び稲荷地区基本構想における重点整備地区との接続についても考慮して設定します。

(1) 旅客施設及びその周辺に立地する福祉施設などの生活関連施設の抽出

旅客施設（JR 東福寺駅・京阪東福寺駅）周辺の徒歩圏に立地し，多くの高齢者や障害のある方などが，徒歩による移動で利用すると考えられる施設を抽出しました。

表－5 一定の区域に立地する生活関連施設

生活関連施設			摘要
特定旅客施設		JR 東福寺駅 京阪東福寺駅	・ 1日の平均利用者数が5,000人以上である旅客施設
特別特定建築物	医療・福祉施設	京都第一赤十字病院	・ 市民にとって特に重要な施設 ・ 高齢者や障害のある方などが多く利用する施設
その他の施設	商業施設	今熊野商店街	・ 多くの日本人や外国人観光客が訪れる施設
	文化・観光施設	東福寺	

(2) 重点整備地区の区域の設定

生活関連施設を包括的に含む範囲を重点整備地区としました。なお，既に基本構想が策定された京阪五条・七条地区及び稲荷地区の範囲などについて考慮しながら，具体的な区域については，道路，鉄道，河川及び敷地界によって明確に境界を定めました。

2 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

これらを踏まえ、東福寺地区では、連続的な移動等円滑化を促進するために、特に重要な生活関連施設である JR 東福寺駅、京阪東福寺駅から徒歩で移動できる施設までの経路の他、他の生活関連施設相互間の移動や生活関連施設内における移動等が安全で円滑にできる環境の整備を目的とした基本構想を策定する必要があります。

東福寺地区の生活関連経路は、JR 東福寺駅、京阪東福寺駅と表-5 で設定した生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互を結ぶ経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、既に策定された京阪五条・七条地区基本構想の生活関連経路との連続性についても考慮して次のように設定しました。

表-6 生活関連経路

生活関連 経路Ⅰ	区 間：JR 東海道本線～本町通 該当する路線：一般府道 四ノ宮四ツ塚線（通称：東大路）
生活関連 経路Ⅱ	区 間：本町通～泉涌寺道交差点 該当する路線：市道 一橋緯 14 号線・市道 今熊野緯 22 号線 （通称：泉涌寺道）
生活関連 経路Ⅲ	区 間：泉涌寺道～東福寺南門前 該当する路線：市道 本町通

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路を図-9に示します。

図-9 重点整備地区の区域，生活関連施設及び生活関連経路

